

令和5年度 胃がん（X線検査）検診精度管理調査結果＜個別検診＞

1 調査の趣旨

がん検診の実施にあたっては、科学的根拠に基づく検診を、受診率向上を含めた適切な精度管理の下で実施することが重要です。

検診機関は、「事業評価のためのチェックリスト」により、体制を整備し、定期的な達成状況の自己点検を求められています。

本調査は、千葉県がん対策審議会予防・早期発見部会が、がん検診精度管理推進のために、遵守状況の調査を実施しました。

2 調査概要

対象	県内市町村から胃がん（エックス線）検診の個別検診を受託している検診機関
方法	ちば電子申請システムを活用した WEB 調査
内容	「事業評価のためのチェックリスト（検診機関用）」（国立がん研究センター作成）
期間	令和5年12月～令和6年3月

3 調査項目及び評価基準

調査項目は、検診機関用チェックリスト(26項目)で、評価基準は以下の4段階評価としました。

評価基準		非遵守項目(×の数)
A:	チェックリストを全て満たしている	0
B:	チェックリストを一部満たしていない	1-6
C:	チェックリストを相当程度満たしていない	7-12
D:	チェックリストを大きく逸脱している	13 以上

4 結果

(1)回答結果

対象機関: 202機関

回答機関: 134機関

回答率: 66%

(2)評価結果別機関数

評価	検診機関数
A	58
B	70
C	5
D	1

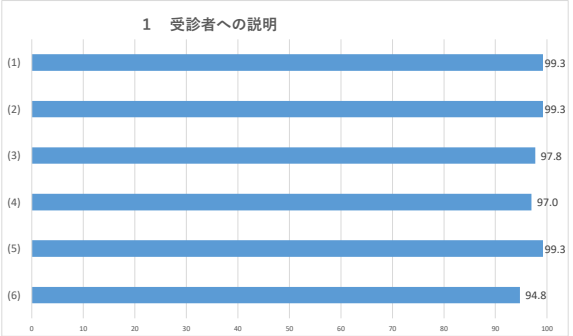
(3)項目別実施率 別添参照

※ 各検診機関において、胃がん検診(X線検査)の取組状況を調査票に基づき自己評価したものであり、第三者により客観的に評価したものではありません。

がん検診（胃がん・X線）チェックリスト 検診機関別回答一覧

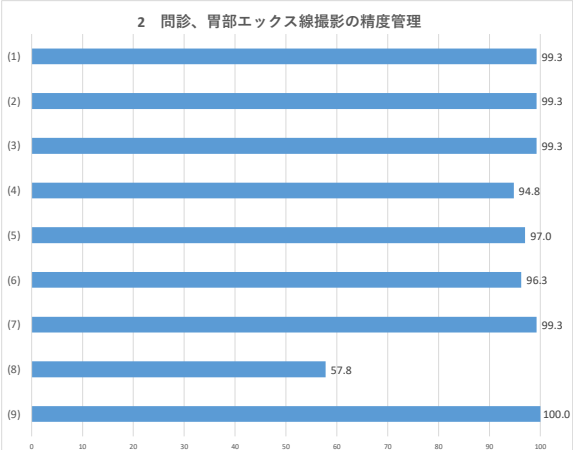
1 受診者への説明（検診の際、あるいはそれに先立って受診者全員に対して行う説明）

(1)	要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があることを明確に説明しましたか
(2)	精密検査の方法について説明しましたか （胃部エックス線検査の精密検査としては胃内視鏡検査を行うこと、及び胃内視鏡検査の概要など）
(3)	精密検査結果は市区町村等へ報告すること、または他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診機関がその結果を共有することを説明しましたか [※] ※精密検査結果は、個人の同意がなくても、市区町村や検診機関に対して提供可能（個人情報保護法の別件事項として認められています）
(4)	検診の有効性（胃部エックス線検査による胃がん検診は、死亡率減少効果があること）に加えて、がん検診で必ずがんを見つけられるわけではないこと（偽陰性）、がんがなくてもがん検診の結果が「陽性」となる場合もあること（偽陽性）など、がん検診の欠点について説明しましたか
(5)	検診受診の継続（隔年 [※] ）が重要であること、また、症状がある場合は医療機関の受診が重要であることを説明しましたか ※ただし各分科間、胃部エックス線検査については、年1回受診しても差し支えありません。
(6)	胃がんがわが国のがん死亡の上位に位置することを説明しましたか



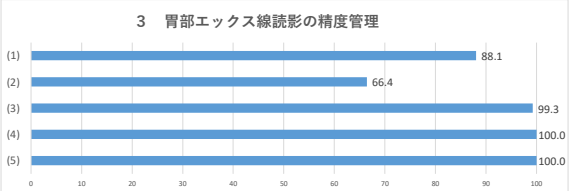
2 問診、胃部エックス線撮影の精度管理

(1)	検診項目は、問診に加え、胃部エックス線検査 [※] としましたか ※受診者が、胃部エックス線検査または胃内視鏡検査のうち、胃部エックス線検査を選択した場合
(2)	問診は現在の症状、既往歴、家族歴、過去の検診の受診状況等を聴取しましたか
(3)	問診記録は少なくとも5年間は保存していますか
(4)	胃部エックス線撮影の機器の種類を仕様書 [※] で明らかにし、撮影機械の基準は日本消化器がん検診学会の定める仕様基準を満たしていましたか ※仕様書とは委託元市区町村との契約時に提出する書類のことです（仕様書以外でも何らかの形で委託元市区町村に報告していればよい）。
(5)	胃部エックス線撮影の枚数は最低8枚 [※] とし、仕様書にも撮影枚数を明記していましたか ^{※※} ※7枚の場合は本調査では×と回答してください。 ※※画像施設（もしくは医師会等）が仕様書に最低8枚と明記し、かつ、貴施設が仕様書内容を守っている場合に○と回答してください。
(6)	胃部エックス線撮影の体位及び方法は日本消化器がん検診学会の方式によるものとし、仕様書に体位及び方法を明記していましたか ※貴施設（もしくは医師会等）が仕様書に明記した撮影方法・体位が学会方式に準じており、かつ、貴施設が仕様書内容を守っている場合に○と回答してください。
(7)	胃部エックス線撮影において、造影剤の使用に当たっては、その濃度を適切に（180～220W/V%の高濃度バリウム、120～150mlとする）保つとともに、副作用等の事故に注意していましたか ※造影剤の濃度管理及び副作用防止体制整備の両方が実施されれば○と回答してください。
(8)	胃部エックス線撮影に携わった技師は、日本消化器がん検診学会が認定する胃がん検診専門技師の資格を取得していましたか [※] ※撮影技師が不在で医師が撮影している場合は回答不要です。 回答欄にハイアン（×）を入力してください（空欄にしないでください）。
(9)	自治体や医師会等から求められた場合、胃部エックス線撮影に携わった技師の全数と日本消化器がん検診学会認定技師数を報告しましたか [※] ※撮影技師が不在で、医師が撮影している場合、また今年度中に報告を求められなかった場合は回答不要です。 回答欄にハイアン（×）を入力してください（空欄にしないでください）。



3 胃部エックス線読影の精度管理

(1)	自治体や医師会等から求められた場合、読影医全数と日本消化器がん検診学会認定医数もしくは総合認定医数を報告しましたか
(2)	読影は二重読影とし、原則として判定医の一人は日本消化器がん検診学会認定医もしくは総合認定医でしたか
(3)	必要に応じて過去に撮影したエックス線写真と比較読影していましたか
(4)	胃部エックス線画像は少なくとも5年間は保存していますか
(5)	胃部エックス線による検診結果は少なくとも5年間は保存していますか



4 システムとしての精度管理

(1)	受診者への結果の通知・説明、またはそのための市区町村への結果報告は、遅くとも検診受診後4週間以内 [※] になされましたか ※市区町村を介して受診者に結果を通知する場合は、市区町村に遅くとも4週間以内に通知していれば○です。
(2)	がん検診の結果及びそれに関わる情報 [※] について、市区町村や医師会等から求められた項目を全て報告しましたか ※地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指します。
(3)	精密検査方法及び、精密検査（治療）結果 [※] （内視鏡診断や生検結果、内視鏡的治療または外科手術所見と病理組織検査結果など）について、市区町村や医師会等から求められた項目の積極的な把握に努めましたか ※地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指します。
(4)	撮影や読影向うのための検討会や委員会 [※] （自施設以外の胃がん専門家※※を交えた会）を設置していますか。もしくは、市区町村や医師会等が設置した検討会や委員会に参加しましたか ※ 胃内視鏡では、胃内視鏡検診運営委員会（仮称）、もしくはそれに相当する組織を指します。 ※※当該検診機関に属さない胃がん検診専門家も指します。
(5)	自施設の検診結果について、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中等のプロセス指標値を把握しましたか [※] ※ ・本調査では「<u>活動3主産のプロセス指標値</u>」について回答してください。 ・資料2第4章で提出できない指標値は、自治体等と連携して把握してください。また自治体等が集計した指標値を後から把握することも可能です。
(6)	プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施設の精度管理状況を評価し、改善に向けた検討を行っていますか。あるいは、都道府県の生活習慣病検診等管理指導協議会、市区町村、医師会等から指導・助言等があった場合は、それを参考にして改善に努めましたか

